

市第56号議案

横浜市墓地運営基金条例の一部改正

横浜市墓地運営基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 9 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市墓地運営基金条例の一部を改正する条例

横浜市墓地運営基金条例（平成18年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市墓地運営等基金条例

第 1 条中「をいう。）」の次に「及び機械式の納骨堂（同条第 6 項の納骨堂をいう。）」を、「運営」の次に「及び整備の促進」を加え、「横浜市墓地運営基金」を「横浜市墓地運営等基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

日野公園墓地の機械式の納骨堂の整備の促進及び健全な運営を図ることを横浜市墓地運営基金の目的として追加するとともに、同基金の名称を変更する等のため、横浜市墓地運営基金条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市墓地運営基金条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市墓地運営等基金条例
横浜市墓地運営基金条例

（目的及び設置）

第 1 条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳
墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条
第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）及び機械式
の納骨堂（同条第 6 項の納骨堂をいう。）に限る。）及びメモリ
アルグリーンの健全な運営及び整備の促進を図るため、横浜市墓
地運営等基金（以下「基金」という。）を設置する。
地運営基金